

## 地域包括支援センターのあり方対応案について

相談件数の増加や地域包括ケアシステムの構築のため、地域包括支援センターの体制強化を図るための方法を検討する。市民や介護事業者への影響を考慮し、高齢者人口や圏域の範囲、課題などを総合的に勘案しながら見直しを行う。

### 1 地域包括支援センターの担当圏域の状況について

圏域の高齢者人口や認定者数、圏域の小中学校区数の状況にばらつきがあり、地域包括支援センターの業務量に影響していると考えられる。

- ・認定者数：2,042人（南第1）～3,489人（西第2） 約1.7倍
- ・高齢者人口：9,092人（堺第3）～13,982人（西第2） 約1.5倍
- ・小中学校区数：3校区（北第4）～6校区（南第3） 最大2倍

（人数は平成31年12月末時点）

	平均	最大	2番目に多い	3番目に多い
認定者数	2,599人	3,489人（西2）	3,083人（西1）	3,048人（中3）
高齢者人口	11,090人	13,982人（西2）	13,641人（南2）	13,360人（東1）
小中学校区数	4校区	6校区（南3）	5校区（中3、東1、西2、西3、南2）	

### 2 地域包括支援センターの体制強化案比較

平成30年度第2回の本協議会でお示しした対応案について、今後、影響を比較しながら、部会を設置し、検討を進めていく。

案の概要		住民の 利便性向上	地域との つながり	財政負担	その他
1	全ての圏域に地域包括支援センターを増設（22か所増設）	概ね中学校区単位で包括が設置される	半数近くの校区で運営法人が変更となる	現状の2倍の運営費が必要	運営法人の確保が課題
2	特に高齢者人口や小中学校区数が多い等の圏域に地域包括支援センターを増設	増設した圏域において概ね中学校区単位で包括が設置される	増設した圏域において運営法人が変更となる可能性有	増設した包括数に応じた負担増	
3	ブランチ・サブセンターの設置	設置した圏域において、窓口の増設となる	同一法人が設置の場合には影響無	配置する職員数に応じた負担増	職員の確保が課題
4	既存の地域包括支援センターの人員体制強化（職員数の増）	包括数・窓口の数は現状維持	影響無	増員した職員数に応じた負担増	職員の確保が課題